# 新市建設計画

第5章 新市の主要施策(素案)

平成 15 年 12 月

富山地域合併協議会

# 目 次

| 第5章 新市の主要施策                               | 1  |
|---|----|
| 第1節 施策の体系                                 | 1  |
| 地域の連携で支えあい、健やかに生きる健康福祉のまちづくり【健康・福祉の充実】    | 1  |
| 暮らしを支える都市・生活基盤が充実したまちづくり【生活環境の向上】         | 2  |
| 豊かな自然を保全・活用するまちづくり【自然との共生】                | 3  |
| 新しい価値やしくみを創造するまちづくり【産業の振興】                | 4  |
| 新たな豊かさの発見と実現を可能にする教育・文化のまちづくり【教育・文化の振興】   | 5  |
| 市民が主体となって交流や連携を進めるまちづくり【交流・連携・協働の促進】      | 6  |
| 第2節 新市の主要施策                               | 7  |
| 1. 地域の連携で支えあい、健やかに生きる健康福祉のまちづくり【健康・福祉の充実】 | 7  |
| 2. 暮らしを支える都市・生活基盤が充実したまちづくり【生活環境の向上】      | 11 |
| 3.豊かな自然を保全・活用するまちづくり【自然との共生】              | 15 |
| 4.新しい価値やしくみを創造するまちづくり【産業の振興】              | 18 |
| 5.新たな豊かさの発見と実現を可能にする教育・文化のまちづくり【教育・文化の振興】 | 23 |
| 6.市民が主体となって交流や連携を進めるまちづくり【交流・連携・協働の促進】    | 26 |
|   |    |

(以上、今回の素案の内容)

(以下、現在作成作業中)

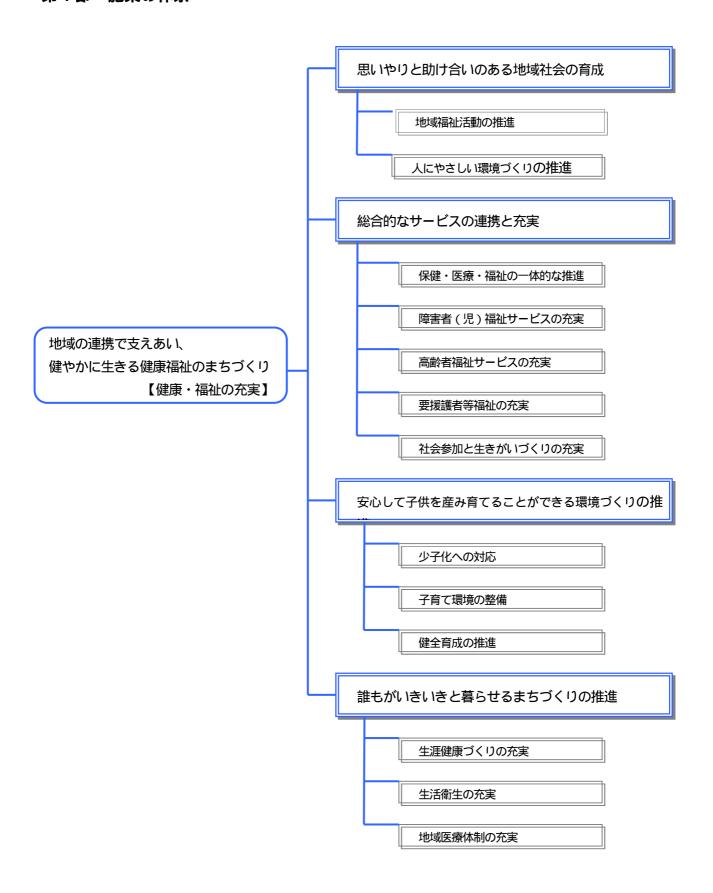
第3節 県事業の推進

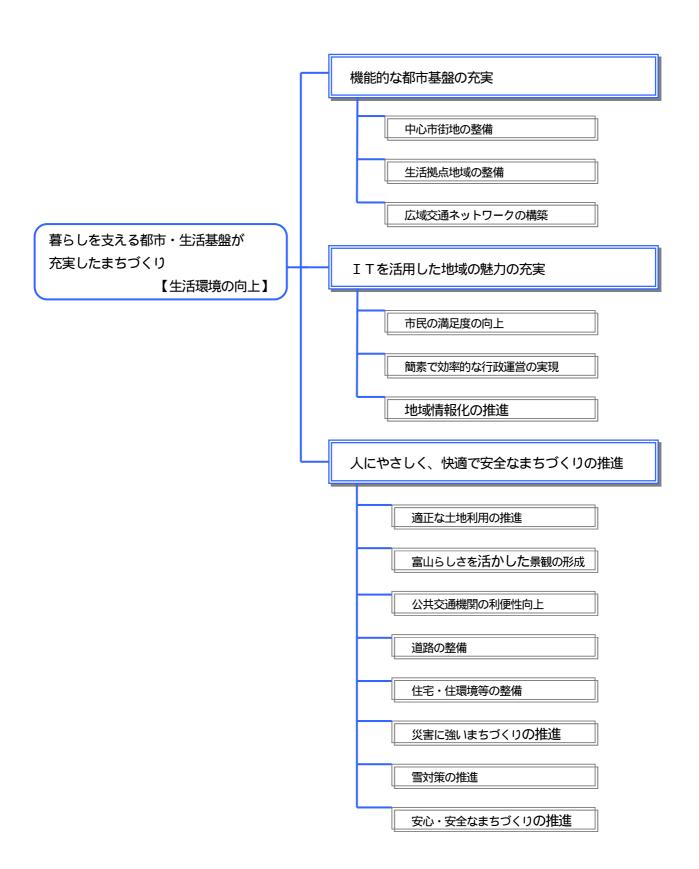
第6章 公共的施設の統合整備

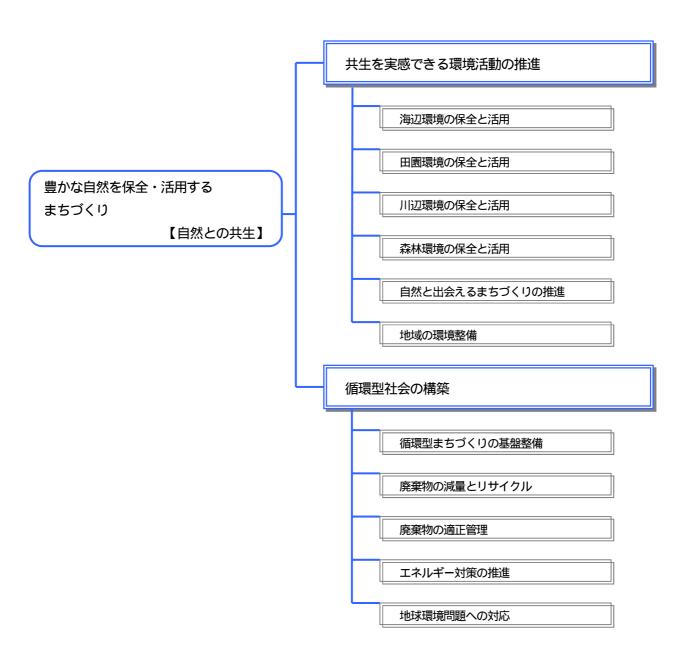
第7章 財政計画

# 第5章 新市の主要施策

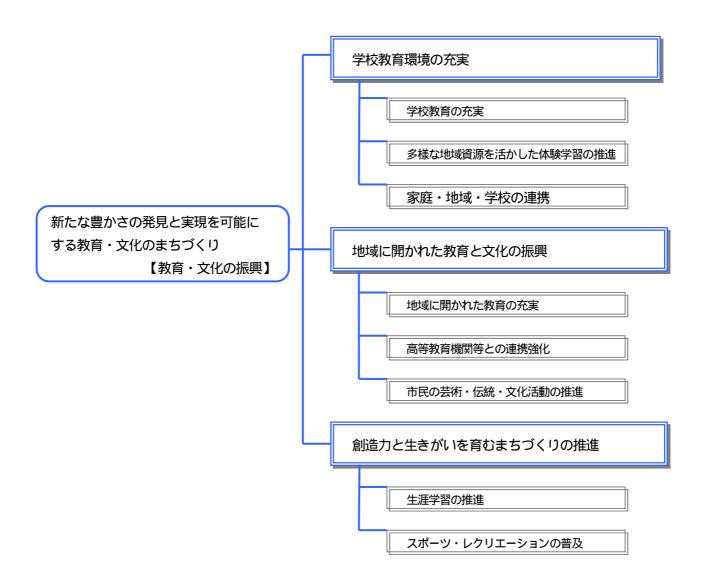
# 第1節 施策の体系

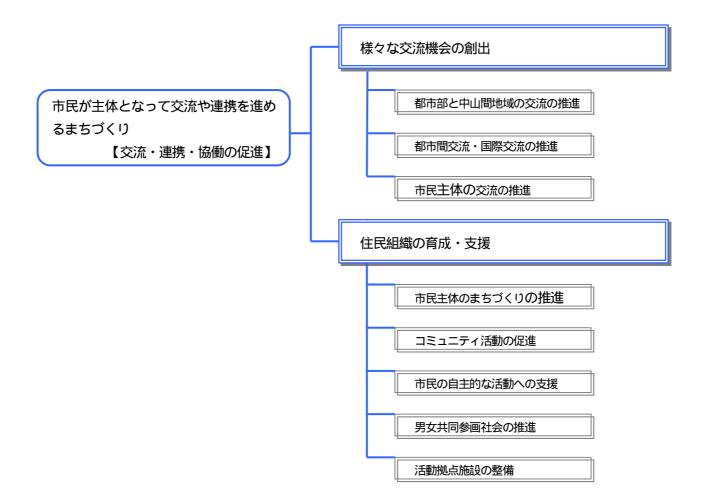






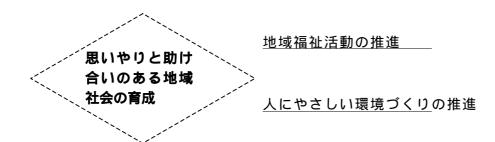






# 第2節 新市の主要施策

- 1. 地域の連携で支えあい、健やかに生きる健康福祉のまちづくり【健康・福祉の充実】
- (1) 思いやりと助け合いのある地域社会の育成



# 地域福祉活動の推進

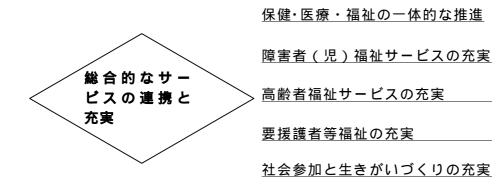
地域に密着した福祉サービスを提供するため、地域福祉を推進する拠点づくりや体制づくりを行うとともに、社会福祉協議会等との連携・支援や市民の自主的な福祉活動を推進します。

# 人にやさしい環境づくりの推進

思いやりや相互扶助の心を育む教育や交流を充実させるとともに、市民、事業者、 行政が協力して施設等のバリアフリー化を進め、生活環境のユニバーサルデザイン化 を推進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# (2) 総合的なサービスの連携と充実



## 保健・医療・福祉の一体的な推進

保健・医療・福祉関係機関の相互連携の強化を図り、総合的なサービス提供体制の確立を推進します。

# 障害者(児)福祉サービスの充実

障害のある人が家庭や地域で自立した生活ができるよう、障害者(児)のニーズに即した各種サービスの提供に努めます。

# 高齢者福祉サービスの充実

高齢者一人ひとりの生活が尊重され、生涯にわたり安心して暮らせるよう高齢者福祉サービスの充実に努めます。

#### 要援護者等福祉の充実

母子・父子家庭の生活の安定と向上のための支援を行うとともに、生活保護世帯等に対しては生活相談や自立への支援を行います。

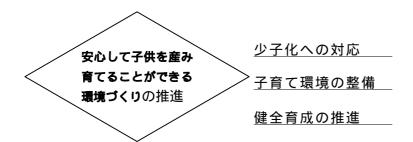
#### 社会参加と生きがいづくりの充実

高齢者のニーズに応えるため、就労、社会参加の活動、健康づくりなどさまざまな活動の場と機会の拡充に努め、高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活をおくれるよう、多様な活動を支援します。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会参加を促進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# (3) 安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進



#### 少子化への対応

育児の知識や子育ての楽しさを伝え合う交流機会の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児を通じた母子保健対策の推進、育児休業制度の定着のための普及促進や働きながら子育てのできる環境の整備を図ります。

# 子育て環境の整備

保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実や地域での子育てサークル活動の促進を図るとともに、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。

#### 健全育成の推進

子供が健やかに成長できるよう、地域における子供同士の遊びや交流活動の拠点となる施設の充実を図ります。

また、相談・指導体制の充実、地域環境の浄化活動などを推進します。

# (4) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりの推進



# 生涯健康づくりの充実

自らの健康は自ら守ることを基本に、健康の保持・増進、疾病の予防など健康管理に対する市民の意識の高揚を図るとともに、健康診査の拡充や精神保健対策を推進します。

#### 生活衛生の充実

食品の安全性や健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、食中毒や感染症の発生予防、監視指導・検査体制の充実を図ります。

また、公衆浴場等の日常生活に関連する環境衛生施設の衛生水準の維持向上のための監視指導体制の充実に努めます。

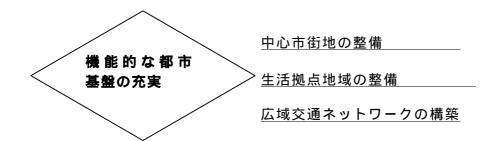
#### 地域医療体制の充実

地域医療の中核となる市民病院における高度医療の充実を図り、また、どの地域で も安心して生活ができるような医療体制の構築を目指すとともに、救急医療や災害時 医療体制の充実に努めます。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 2. 暮らしを支える都市・生活基盤が充実したまちづくり【生活環境の向上】

#### (1) 機能的な都市基盤の充実



# 中心市街地の整備

新市の中心市街地は、市街地再開発事業などによる高度な土地利用の促進や民間開発の適正な誘導を図ることにより、商業・業務・情報・コンベンション・芸術文化などの高次都市機能を一層集積させ、魅力ある中心市街地の整備を推進します。

また、住宅と商業の複合施設の整備、公共施設の複合化、城址公園などの緑地化、コミュニティバスやバス路線の利便性向上などを図り、都心居住の推進と都市活動の円滑化を図ります。

#### 生活拠点地域の整備

行政施設や商業施設が集中している市民の生活の拠点となる地域は、環境との共生に配慮しながら、土地区画整理事業や街路事業などによって生活基盤の整備を進め、 秩序のある計画的な市街地の整備に努めます。

#### 広域交通ネットワークの構築

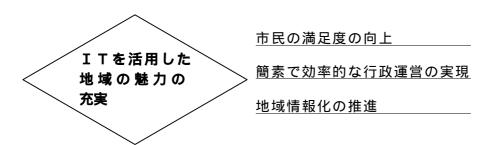
大都市圏との交流を担う広域交通の柱となる北陸新幹線の実現や北陸自動車道の利便性向上、隣接する県や周辺都市とを結ぶ富山高山連絡道路などの早期整備を国・県に働きかけるとともに、国内外の交流を促進するため、航空路線の充実を関係機関に働きかけます。

また、行政区域の拡大により、都市部と中山間地域の交流・連携を強化する必要があることから、一般国道や県道などの整備促進を国・県に働きかけ、各地域の主要施設間のネットワーク化を促進するとともに、幹線となる市道の利便性の向上を図ります。

さらに、県都である新市の玄関口である富山駅の拠点性を一層高めるため、富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくりを推進するとともに、産業・経済、観光などにおける環日本海交流の拠点としての富山空港施設の充実や国際貿易港としての富山外港の整備を国・県に働きかけていきます。

| 主 | 要 | 事 | <br>業 |
|---|---|---|-------|
|   |   |   |       |
|   |   |   |       |
|   |   |   |       |

#### (2) ITを活用した地域の魅力の充実



#### 市民の満足度の向上

行政サービスの利便性向上を図るため、各種申請・届出などの手続きのオンライン化を推進し、市民がいつでも行政サービスが利用できる電子自治体窓口の実現に努めるとともに、電子メールの活用などにより、市民からの相談等に迅速に対処できる体制等の整備を図ります。

#### 簡素で効率的な行政運営の実現

電子自治体の実現のため、行政総合ネットワークなどの情報通信基盤の構築を図り、 行政情報の共有化・効率化を図るとともに、住民基本台帳カードの活用や内部管理業 務の電子化を推進し、行政運営の簡素化による業務効率の向上に努めます。

また、情報セキュリティ対策と個人情報保護に努め、情報システムの安全性と信頼性の確保を図ります。

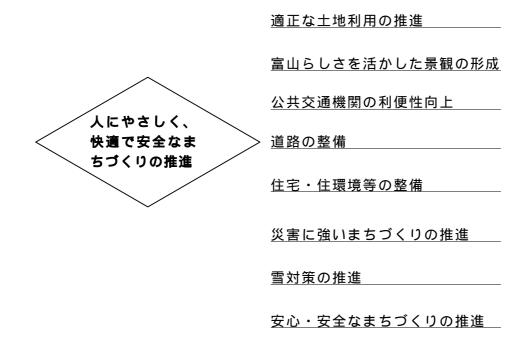
#### 地域情報化の推進

インターネットやケーブルテレビなどを活用した地域情報の提供を推進するとともに、電子メールを介して市政に対する意見交換を行うなど、市民とのコミュニケーションを図るとともに、地域文化などを積極的に発信し、魅力ある地域の創造を図ります。

また、ITの活用による行政サービス等をすべての市民が享受することができるようにするため、公共施設での情報機器整備やパソコン教室の開催などにより、地域の情報活用能力の向上を支援します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# (3) 人にやさしく、快適で安全なまちづくりの推進



#### 適正な土地利用の推進

「川上」から「川下」に広がる雄大な自然や市街地の既存集積の状況など、地理的特性、土地利用特性に配慮しながら、各々の特性に応じた計画的な土地利用を推進し、様々な資源の保全・活用と民間開発の適正な誘導を図ります。

#### 富山らしさを活かした景観の形成

美しい景観は、市民の豊かさやゆとりの象徴であり、新市の魅力のひとつであることから、市街地において良好な景観の整備を進めていくとともに、水と緑に恵まれた優れた自然景観、歴史的価値の高い建造物やまち並みなどの歴史的景観を保全していきます。

#### 公共交通機関の利便性向上

行政区域の拡大に伴い、鉄道、軌道、バスなどの各種交通を適切に組み合わせた総合交通体系の検討を行います。

また、公共交通の利用を促進するため、JR北陸本線・高山本線・富山地方鉄道などの利便性の向上、富山港線の路面電車化、バス路線・コミュニティバスの充実、パークアンドライドなどの実施を促進します。

#### 道路の整備

日常生活に密着した安全で快適な道路の整備を図るため、ユニバーサルデザインに 配慮した安全でゆとりのある生活道路・橋梁の整備や歩行者・自転車ネットワークの 整備を進めます。

#### 住宅・住環境等の整備

快適な生活環境の確保と定住化の促進を図るため、市営住宅や宅地の整備を図ると ともに、良質な民間住宅・宅地の供給の支援及び若者世帯の住宅取得支援を行ってい

#### きます。

また、快適で住みよい環境づくりをめざし、近隣公園や地区公園の整備、墓地や斎場の整備により良好な住環境、生活環境の整備を推進します。

さらに、上・下水道の整備を推進するとともに、農業集落排水施設や合併処理浄化 槽施設の整備を進めていきます。

#### 災害に強いまちづくりの推進

市民が安心して暮らせる環境を整えるため、災害に強いまちづくりを目指し、防災拠点の整備、災害時における避難場所・施設の確保などを推進するとともに、市民自らの防災活動を推進するため、防災訓練の実施や防災意識の高揚などにより、地域防災の推進を図ります。

また、災害を防止し、市民の生活を守るため、河川・水路の整備、地すべり・土石流・急傾斜地対策の充実を図ります。

#### 雪対策の推進

冬期間の快適な市民活動や円滑な経済活動を維持するため、除排雪体制の強化、除排雪機械・施設の整備を図るとともに、雪をテーマにしたスポーツやイベントを開催するなど、雪に親しむまちづくりを推進します。

# 安心・安全なまちづくりの推進

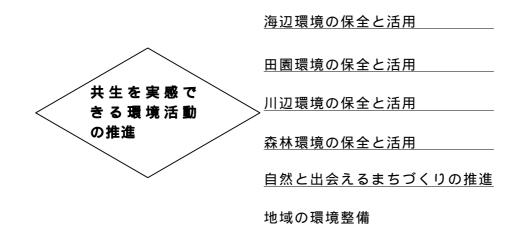
交通事故や火災・犯罪を防止するため、交通安全・防犯体制の充実及び消防力の強化と防火体制の充実を図ります。

また、市民が安心して暮らせるよう、救急・救助体制の充実を図ります。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 3. 豊かな自然を保全・活用するまちづくり【自然との共生】

#### (1) 共生を実感できる環境活動の推進



## 海辺環境の保全と活用

将来にわたって、富山湾の魅力と資源を継承するため、海岸の環境保全を進めるとともに、環日本海という視点から海洋汚染の防止に努めます。

また、海洋性レクリエーションや、憩いとやすらぎの場の創出を目指し、海辺空間 の充実を図ります。

## 田園環境の保全と活用

豊かな自然や田園風景は、市民にとって心のふるさととなっていることから、今後 も農村環境の整備を進め田園環境の保全に努めます。

また、農業と環境の調和を図るため、減農薬栽培の推進などによる環境にやさしい 農業を推進します。

## 川辺環境の保全と活用

神通川、常願寺川などの沿川地域の河川空間は、うるおいのある河川環境の保全を 図るとともに、スポーツ・レクリェーションの場としての活用や、交流・自然体験・ 環境教育の場のオープンスペースとして親水空間の充実に努めます。

#### 森林環境の保全と活用

森林資源は、水源涵養機能や水質・大気の浄化、災害の防止などの機能を有する貴重な財産であり、この森林の公益的機能を再認識する必要があることから、森林資源の保全と整備を図るとともに、レクリェーションの場としての活用や、学ぶ場としての森林空間の創出を図ります。

#### 自然と出会えるまちづくりの推進

市民が豊かな自然と親しみ、ふれあい、共生を実感できる場として、自然公園をは じめ、気軽にスポーツや余暇を楽しめる各種都市公園や緑地の整備を進めます。

また、自然的空間と都市的空間の調和に配慮し、都市公園や幹線道路をはじめとする公共公益施設の緑化を進めるとともに、地域の緑化運動の促進により、事業所や家庭などでの緑化活動を推進します。

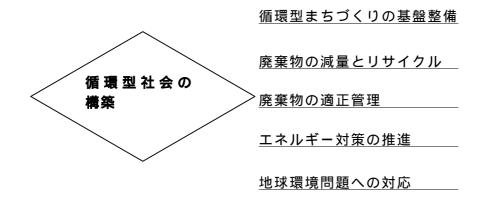
さらに、木を活かしたまちづくりを推進し、木の大切さやぬくもりを通して、自然 に対する市民の意識を高め、自然環境や景観の保全に努めていきます。

# 地域の環境整備

豊かな自然環境の中でうるおいのある生活が享受できるように、市民・企業参加による環境美化活動の推進とモラル向上のための啓発や環境パトロールなど、環境保全・監視体制の充実を図ります。

| + | 要 | 丰        | ** |
|---|---|----------|----|
| 土 | 女 | <b>#</b> | 耒  |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |
|   |   |          |    |

# (2) 循環型社会の構築



#### 循環型まちづくりの基盤整備

循環型まちづくりを進めるための仕組みづくりや、資源循環型リサイクル関係施設の立地誘導、地元企業や高等教育機関・研究機関の有する技術・ノウハウの活用など、環境産業育成・整備に努めます。

# 廃棄物の減量とリサイクル

廃棄物の発生・排出抑制、ごみの分別の徹底と再利用資源化のシステムづくりによる廃棄物の資源化、再生品の利用や不用品の活用などによる再生資源の利用促進を図ります。

#### 廃棄物の適正管理

ごみの収集・運搬体制の整備、広域処理体制の推進、事業者への廃棄物の適正処理の指導・監督の強化、多量排出事業者への指導強化により廃棄物の適正管理を徹底します。

# エネルギー対策の推進

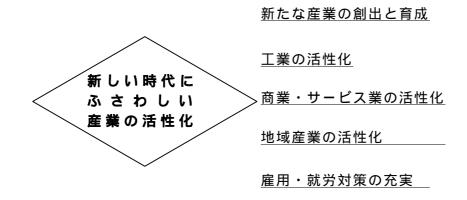
二酸化炭素の排出削減、太陽光発電システムの普及、小水力発電の活用、省エネルギー・未利用エネルギー活用の調査・検討など地球温暖化対策の推進を図ります。 地球環境問題への対応

酸性雨調査等の環境保全施策を推進し、家庭・地域・事業所などへの環境教育・学習機会の充実などを図り、環境への負荷の少ない持続可能な環境保全活動の推進に努めます。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 4. 新しい価値やしくみを創造するまちづくり【産業の振興】

#### (1) 新しい時代にふさわしい産業の活性化



#### 新たな産業の創出と育成

豊かで活力ある地域社会を実現していくため、ベンチャー、研究開発型企業の育成、 支援や産業支援基盤の整備を図ります。

また、富山大学などの高等教育機関や各種研究機関等と企業の交流・連携により、技術開発力の強化と時代に対応した人材育成を促進します。

さらに、今後の成長が見込まれる新産業分野である生活関連産業などへの支援を充 実します。

## 工業の活性化

地域経済の活力を維持・発展させるため企業団地の整備を促進し、製造業、先端技 術産業等の企業誘致を推進します。

また、中小企業に対しては事業に係る設備投資への助成・融資、技術開発の取組み や経営指導、人材育成支援、新産業分野の情報提供など、経営基盤強化への支援を行 います。

# 商業・サービス業の活性化

新市が魅力と活気にあふれる都市としてのイメージを強化し、魅力ある商業核を創出する必要があることから、中心商業地等においての再開発を推進する一方、地域特性に応じた魅力あるまちづくりと商業の一体的な活性化支援を行います。

また、国内外の流通を見据えた広域物流拠点の整備や、生鮮食料品の安定供給のための卸売市場の整備を進めます。

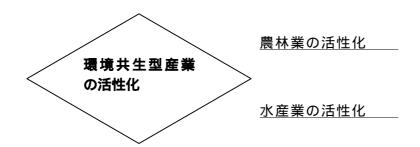
#### 地域産業の活性化

地域産業が企業として存続・発展していくためには時代に即応した、新しい技術・知識などの取得が不可欠であることから、拠点施設の整備を図るとともに、地場産業後継者の育成や販路の拡大、新商品の開発等を支援し、地域産業の活性化を図ります。 雇用・就労対策の充実

雇用の促進のため企業の誘致に努め、雇用の場の拡大を図るほか、職業能力の開発 支援、高齢者・障害者などへの雇用支援を行います。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# (2) 環境共生型産業の活性化



#### 農林業の活性化

農林業の生産基盤、経営基盤の強化を図るとともに、意欲的に農林業に取り組む後継者に対し、支援事業や研修の拡大を図り、資質の向上と新たな担い手の確保・育成を行い、農林業を魅力ある産業に育てていきます。

また、従来の農業、林業といった産業の枠組みにとらわれず、地域資源を複合的、 多角的に活用し、生産、加工、販売、交流を見据えた6次産業化を推進し、地域経済 を支える新しい活力の創造を目指します。

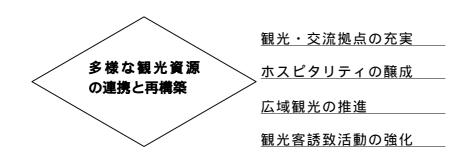
#### 水産業の活性化

荷捌所など漁業施設の整備を進めるとともに、漁業資源の維持向上を図るなど、漁業経営基盤の整備や高付加価値型漁業を推進するなど、漁業経営の安定対策を推進します。

また、漁港の整備や漁業地域の環境整備を進めるとともに、海洋性レクリエーション施設の整備や海を活かした新しい取組みにより地域の活性化を図ります。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

#### (3) 多様な観光資源の連携と再構築



#### 観光・交流拠点の充実

豊富な自然と魅力的で快適な都市空間、歴史、著名な伝統文化、芸術など地域の個々の観光資源の魅力の増大とネットワーク化を図り、新市の総体的なブランド力を高めるなど、観光資源の活用・創出のための支援を行います。

また、国際的な観光・交流を見据え、各種学会や大会、イベントなどの誘致や開催 支援及びこれらに対応したコンベンション機能の強化を図るとともに、新市の豊かな 自然や各種文化施設、公園などのレクリエーション施設の充実など、観光振興推進基 盤の整備に努めます。

さらに、観光情報サービスや誘導標識、案内板などを整備し、観光客受け入れ体制の整備・充実に努めます。

#### ホスピタリティの醸成

市民一人ひとりが観光客に対して「もてなしの心」を持って接することができるようホスピタリティの啓発を図るとともに、観光ボランティアの育成・充実に努めます。

また、恵まれた自然環境のもとで育まれてきた農林水産業や、芸術・伝統・文化活動を通じた市民と来訪者の出会いと語らいの場を創出するため、グリーンツーリズム やエコツーリズム、カルチャーツーリズムなどの各種ツーリズムを促進します。

#### 広域観光の推進

行政、民間の枠を超えた幅広い協力連携体制の構築を図るとともに、広域交通網と 観光・交流拠点や主要観光地を結ぶアクセス道路等の整備促進や、関係機関への広域 交通体系整備の働きかけ、アクセス道路における標識・案内板等の整備などにより広 域滞在型観光基盤の整備・充実を図ります。

また、新市を拠点として、新市内観光地に加え、周辺観光地を盛り込んだ魅力ある 広域滞在型周遊ルートを構築し、広域滞在・通年型観光を目指します。

# 観光客誘致活動の強化

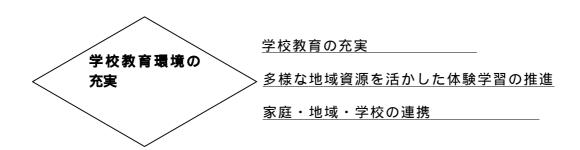
観光情報のホームページの充実、国際化に対応した観光パンフレットの作成など、 観光情報発信機能の強化を図ることにより全国・海外へのPRに努めます。

また、観光宣伝事業の展開などにより、観光客誘致活動の強化を図ります。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 5. 新たな豊かさの発見と実現を可能にする教育・文化のまちづくり【教育・文化の振興】

#### (1) 学校教育環境の充実



# 学校教育の充実

子どもたちが、心豊かで生涯にわたって主体的に学ぶ能力が身につく教育を推進するとともに、教育相談・指導体制の充実を図ります。

また、広範な社会の変化に適切に対応できる人材育成を図るため、教育方法の多様化や情報化に対応し、地域の特色を活かした学校教育施設の充実に努めます。

多様な地域資源を活かした体験学習の推進

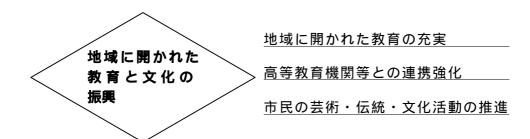
子どもたちが、新市が有する多様な自然、伝統・文化、歴史などを学び、豊かな感性と郷土愛を育む体験学習を推進します。

家庭・地域・学校の連携

学校週5日制のもと、家庭・地域・学校が一体となった教育環境づくり、地域の特色を大切にした学習活動を推進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

#### (2) 地域に開かれた教育と文化の振興



地域に開かれた教育の充実

教育の質的向上を目指し、家庭や地域など外部からの目で見た学校や教育活動に対する意見を取入れながら特色のある学校づくりを進めるとともに、世代間交流活動など市民の自主的な活動の場として学校施設の開放を図ります。

高等教育機関等との連携強化

高等教育機関や研究所等の豊富な知識や研究成果、技術などを活用し、市民大学・学 習講座などの充実を図ることにより、地域への知識、技術、芸術・文化の普及啓発を推 進します。

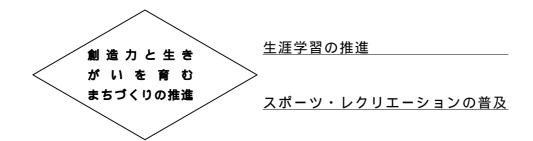
市民の芸術・伝統・文化活動の推進

市民の芸術・文化の創造・発信拠点となる文化施設の整備・活用を図ります。

また、おわら風の盆や熊野神社稚児舞、ぶり街道などの歴史・伝統文化の保存・伝承を図りながら、地域資源として活用した様々な文化活動や交流活動などを支援するとともに、新たな文化の魅力を創造する環境づくりを推進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# (3) 創造力と生きがいを育むまちづくりの推進



#### 生涯学習の推進

市民が生涯にわたり学習しやすい環境を整備するため、生涯学習施設の充実を図るとともに、多様な学習内容に対応できる専門的知識のある指導者の育成・活用など生涯学習体制の確立を図ります。

また、各種生涯学習活動の機会の拡大を図るとともに、学習情報の提供、地域における活動の支援を図ります。

スポーツ・レクリエーションの普及

市民の健康づくりと交流のため、スポーツ施設の整備や地域の特色を活かしたスポーツ活動の促進、緑豊かな自然を活用したレクリエーションの場の整備や活動の促進を図ります。

また、市民が自主的・自立的に運営する多種目、多世代型の総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、市民が気軽にスポーツ活動に参加できる機会や場の提供を行います。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 6. 市民が主体となって交流や連携を進めるまちづくり【交流・連携・協働の促進】

#### (1) 様々な交流機会の創出



都市部と中山間地域の交流の推進

市民が、都市部と中山間地域の各々の役割を認識し、個性ある地域づくりを進めるため、お互いの地域の自然・歴史・文化を学び合い、様々な施設・空間、豊かな資源の相互利用を図りながら、市民の交流機会を創出していきます。

都市間交流・国際交流の推進

観光、広域物流を見据えた県内外の都市との交流・連携を促進します。

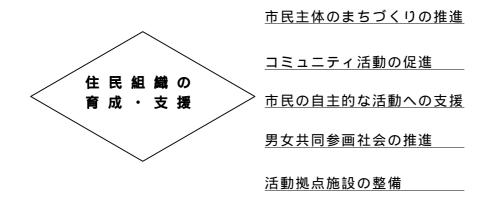
国際交流活動を支援し、国際理解を促進するとともに、環日本海諸国等との交流・ 連携を促進します。

市民主体の交流の推進

新市の一体感の醸成を図るため、祭りやイベント、サークル活動等を通して市民が 集い、賑わう交流の場を創出し、市民主体の交流活動を推進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

## (2) 住民組織の育成・支援



市民主体のまちづくりの推進

市民が主体的にまちづくりを進めるという市民意識を啓発するとともに、計画策定 段階などにおける市民の市政への参画を促し、お互いに協働してまちづくりを推進し ます。

#### コミュニティ活動の促進

地域の特性、課題の把握や解決策の検討などを通じて、地域への感心を高め、福祉、防犯、教育、環境など様々な分野で地域社会を支えるコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダーの育成を図ります。

#### 市民の自主的な活動への支援

ボランティアの育成や活動支援など、まちづくりに携わる住民組織・団体の自主的な活動への支援の充実を図るとともに、ボランティア情報の提供などにより環境の整備を進めます。

#### 男女共同参画社会の推進

職場や家庭、地域におけるこれからのより良い男女のパートナーシップの形成についての意識啓発を推進します。また、男女が共に幅広い分野における社会的な活動の場や機会を拡充していくための支援体制の充実と人材育成に努めます。

#### 活動拠点施設の整備

公民館をはじめとする市民の交流、情報交換、活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を推進し、地域コミュニティの活性化を促進します。

| 主 | 要 | 事 | 業 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |